

令和8年度 那覇市し尿等下水道放流施設 維持管理業務委託 仕様書

(目的)

- 1 本仕様書は、那覇市し尿等下水道放流施設（以下「施設」とする。）の維持管理業務（以下「業務」という。）について、那覇市し尿等下水道施設管理要綱（以下「要綱」とする。）及び契約書に定めるほか、必要な委託基準を定めることを目的とする。なお、那覇市を「甲」、受託者を「乙」とする。

(施設等)

- 2 施設の住所及び範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 住所 浦添市伊奈武瀬1-5-11
 - (2) 範囲 主要設備及びそれに付帯する設備

(業務時間)

- 3 業務時間は、次のとおりとする。
 - (1) 乙は、要綱で定める施設稼働日において業務を適切に行うこと。ただし、1月1日から1月3日までの間については、巡視を1回行うこととする。
 - (2) 乙は、前号にかかわらず、台風等の自然災害、事故及び施設の運転に支障のある故障等の緊急時には随時対応するものとする。

(資格)

- 4 乙は、業務内容を適正かつ的確に実施できる人員を配置し、業務従事者は次の資格を有していなければならない。
 - (1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者
 - (2) 特定化学物質作業主任者

(業務内容)

- 5 乙の業務内容は、次のとおりとする。施設の範囲、内容及び点検実施方法は、別紙、主要設備及び保守点検実施事項に定めるとおりとする。
 - (1) 施設の運転、維持管理
 - ① 搬入車両の誘導と計量、計量データの記録、整理、報告、及び保管。
 - ② し尿・浄化槽汚泥等の搬入者が提出する清掃記録票の整理及び提出。
 - ③ 放流水の水質が除外施設の下水道放流水質規定に適合するように施設の各設備を運転する。
 - ④ 脱臭設備を地域の臭気規定に適合するように施設の各設備を運転する。
 - ⑤ し尿等を施設の処理能力の範囲内で延滞なく処理する。
 - ⑥ し尿等の処理により発生する汚泥を延滞なく脱水処理する。
 - ⑦ 排出設備から出る汚泥等を、甲の指示する方法で、貸与車両により焼却場

所へ搬出する。なお、搬出・運搬時に臭気漏れの恐れがあるときは、臭気対策に努める。

- ⑧ 各設備は、定められた方法で適正に操作する。
- ⑨ し尿等の処理に要する薬品等は、適正に使用し、経費の節減に努める。
- ⑩ し尿等の処理に要する薬品等の補充、脱臭塔の活性炭の取替については、納期を勘案し、業務に支障がないよう事前に品名、数量及び日時を明確にし、甲に支給を依頼する。
- ⑪ 勤務終了時の施設の各窓、扉及びゲート施錠の確認。
- ⑫ 機械警備のセット及びリセット。
- ⑬ 業務日報、週報、月報、排出汚水量の報告、その他必要な書類の作成及び提出。

(2) 各設備の保守点検

- ① 各設備の故障、事故等を未然に防止するため、施設内設備の取扱説明書に基づき保守点検を実施する。
- ② 保守点検等で発見された故障箇所、不良箇所、または事故の発生した箇所については応急処置を施し、甲に速やかに報告する。

(3) 軽易な修理等

- ① 保守点検等で発見された箇所、不良箇所等について、支給原材料などにより、乙が現場で可能なものの修理、調整、分解掃除及び部品取替。
- ② 乙は、支給原材料などにより、乙が現場で可能な設置、改良、造作を甲の承認を得て実施する。ただし、緊急の場合は、応急処置を施し、甲に速やかに報告する。
- ③ 乙は、甲の承認を得て実施した修理、設置、改良、造作を施したものは、写真撮影し報告する。

(4) 施設の清掃等

- ① 施設の景観を保つよう、施設内の側溝の清掃及び草刈り等を実施する。
- ② 施設を快適に利用できるよう、施設内の床、トイレ等を清潔に保つよう、日常的に清掃を実施すること。

(5) その他

- ① 施設見学者への説明、案内の実施。
- ② し尿・浄化槽受入槽及び下水道清掃汚泥受入槽の清掃時に必要に応じて作業立会を行う。
- ③ 甲乙の協議を経て確認された施設維持管理のために必要な作業。

(業務報告)

- 6 乙は、業務内容を明らかにするため、業務日報、週報、月報、排出汚水量の報告、その他甲の指示する内容を紙文書で報告する。また、甲が求めれば、乙は報告書の電子データを提出する。

(経費負担)

- 7 委託業務の履行に必要な経費のうち、光熱水費・通信費および修繕料は、甲が負担する。

(設備等の貸与)

- 8 甲が乙に業務を行うために無償で貸与する設備は、次のとおりとする。
- (1) 事務室、FAX機能付電話機
 - (2) シャワー室、更衣室
 - (3) トイレ
 - (4) 倉庫、工作室
 - (5) 湯沸室
 - (6) その他甲が必要と認める設備

(物品、消耗品等の管理)

- 9 乙は、甲が指示する物品、消耗品等について、使用時期、使用量、在庫量等が明確になるよう、常に整理し保管するものとする。

(緊急時の体制)

- 10 乙は、重大事故、施設の運転に支障のある重大故障等の緊急時に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

(火災等発生時等の対応)

- 11 火災等発生時、台風、地震、津波等の災害発生時の対応マニュアルは、甲が定める。

(立入の制限)

- 12 乙は、維持管理上及び安全衛生管理上、関係者以外の者及び車両をみだりに立ち入らせてはならない。

(業務の引継)

- 13 業務の引継については、次のとおりとする。
- (1) 乙は、業務開始までに、業務の遂行に支障をきたすことのないよう業務の引継を終えておかなければならない。
 - (2) 乙は、業務満了の日以前30日を限度とする期間において、後任の受託者に対し、技術指導を行わなければならない。
 - (3) 前2号の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

(疑義)

- 14 この仕様書の定める事項について疑義が生じた場合及び業務の遂行にあたり不明な事項については、甲、乙協議の上決定するものとするが軽微な事項は甲の指示による。

主要設備及び保守点検実施事項

1 主要設備

- (1) 受入設備(下水道清掃汚泥受入設備を含む。)
- (2) 前処理設備
- (3) 固液分離設備
- (4) 希釈放流設備
- (5) 雨水再利用設備
- (6) 薬品注入貯留設備
- (7) 搬出設備
- (8) 脱臭・換気設備
- (9) 電気、計装設備
- (10) 計量設備
- (11) その他、関連設備

2 保守点検実施事項

施設の保守点検実施事項の詳細は、各取扱説明書による。主要機器の点検概要は、下記を基本とする。

機 器	保 守 点 検 実 施 事 項
機械設備	
受入口	ホース洗浄状況・ホースクランプの確認及び清掃
真空ポンプ	封水の確認、真空圧確認
沈砂除去装置	沈砂吸引・洗浄・水切り・搬出作業、各弁作動確認
下水道清掃汚泥受入口 バースクリーン	スクリーン残渣搔上、受入口内清掃、残渣等排出作業
ブローア	分配空気量の確認、吐出圧・温度・油量の確認
水中ポンプ	吐出量の確認、インペラ部の引上確認
破砕ポンプ	自動給油器・温度の確認、
計量槽	流量確認、内部清掃
スクリーン	除渣状況の確認、スクリーン目詰まり確認
スクリュープレス	脱水し渣水分確認、内部洗浄、油温度確認
コンベア	テンション確認、フライト確認
ホッパ	レベル計確認、油量の確認
温水洗浄装置	水温確認、ヒータ電流・過熱確認
一軸ネジ式ポンプ	圧力確認、移送・供給量の確認

液体サイクロン	差圧確認、沈砂分離状態確認
渦巻ポンプ	Vベルト・カップリングの確認、油量確認
ベビコン	Vベルト・油量確認、ドレン抜き確認、作動圧の確認
固液分離機	フロック状態の確認、脱水汚泥の水分確認、分離液確認
給水装置	発停状態の確認、給水フロートの確認
脱水助剤自動溶解装置	攪拌・溶解状態の確認、助剤補給、給粉部清掃
薬品貯留槽	貯留量の確認、薬品の受入・補充溶解
薬品注入ポンプ	圧力の確認、移送量の確認
袋詰装置	フィード状態の確認、シール状態の確認
リフター	稼動状況の確認
雨水ろ過装置	圧力確認、逆先作業
ファン	Vベルト・油量確認、ドレン抜き確認、吐出圧の確認
洗浄塔	ph、次亜塩素酸濃度確認、散水状態・補給水の確認
ミストセパレータ	ドレンの確認、漏れの有無
活性炭吸着塔	ドレンの確認、漏れの有無
脱臭管	流速の確認、ダンパ開度調整
機器全般	漏れの有無、振動、異音、悪臭の有無、電圧・電流の確認
建築設備	
自動ドア	開閉状況確認、安全装置確認、振動、異音の有無
シャッター	開閉状況確認、振動、異音の有無
各槽	水質・水位・スカム等の状況確認
電気計装設備	
各操作盤	球切れの有無、盤面の清掃、異常警報の確認
ph計	指示値の確認、電極の洗浄、校正
次亜塩素酸濃度計	指示値の確認、センサーの洗浄、校正
流量計	ゼロ値確認、指示値変動の確認
水位計	ゼロ値確認、指示値変動の確認
施設全体	腐食状況、破損の有無、清掃及び整理整頓

3 設備維持管理上の必要に応じて次の事項を実施する。

各操作盤の清掃

- (1) 前処理機器・固液分離機の内部清掃
- (2) pH計の洗浄及び校正
- (3) 給油箇所への注油
- (4) 各室内ユニットのフィルター点検及び清掃
- (5) 薬品注入設備の錆等の状況、漏洩の有無、タンク廻り確認
- (6) 配管内閉塞物の清掃
- (7) 各機器ドレン抜きの実施主要設備及び保守点検実施事項